

第 2 次宗像市国土利用計画 (案)

＜現況・課題・基本方針＞

平成 2 5 年 1 1 月

目次

第1 市土の利用に関する基本構想	1
1 市土の特性と土地利用の動向	1
(1) 自然的特性	1
(2) 社会的及び経済的特性	2
(3) 土地利用の動向	7
2 土地利用上の課題	8
3 市土利用の基本方針	10
(1) 基本理念	10
(2) 基本方針	10
4 利用区分別の市土利用の基本方向	
(1) 農用地	
(2) 森林	
(3) 水面、河川、水路	
(4) 道路	
(5) 宅地	
(6) その他	
(7) 市街地	
(8) 海岸及び沿岸地域	
第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要	
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	
(1) 目標年次等	
(2) 人口等の想定	
(3) 利用区分	
(4) 目標設定の方法	
(5) 目標値	
2 地域別の概要	

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- 1 土地利用に関する法律等の適正な運用
- 2 地域整備施策の推進
- 3 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保
- 4 土地利用の転換の適正化及び有効利用の促進
- 5 土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発
- 6 計画の推進

第2に掲げる事項に
基づいて再検討

(参考)

宗像市土地利用現況図

宗像市土地利用構想図

第1 市土の利用に関する基本構想

1 市土の特性と土地利用の動向

(1) 自然的特性

●位置、面積等

本市は、福岡県の北部、福岡市及び北九州市の両政令指定都市の中間に位置し、東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市、北側は玄界灘に接している。また、大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島がある。

市域面積は 11,967ha であり、うち離島面積は 992ha である。

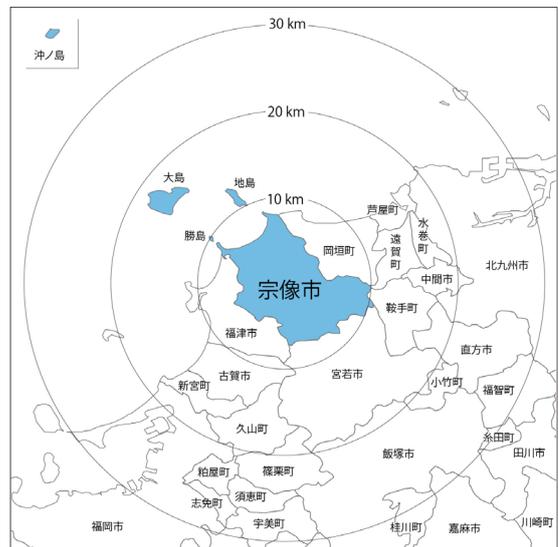


図 宗像市の位置

●地形

本市は、離島を除いてそのほぼ全域によって、独立水系である釣川の流域を構成しており、その下流部を除いて周囲を標高 200～400m前後の低い山地に囲まれた盆地状の地形をなしている。山地は北側の湯川山と孔大寺山の標高が高くなっている。地形要素は、海岸部の玄界砂丘、釣川とその支流沿岸の低地と低地周辺の河成段丘（台地）、低く平らな丘陵地、周辺の基盤山地の4つに大別できる。離島は、主に山地からなり、平地に乏しい。

釣川では、平成 11 年に大雨による大規模な水害が発生し、市街地や周辺の水田が浸水している。

●植生

植生の分布は、海岸は自然裸地の砂浜であり、その背後はクロマツ植林（さつき松原）となっている。釣川とその支流沿いはほぼ水田が占め、その外側に植生がほとんど無い地域が分散する。丘陵や山地部の大半はスギやヒノキの植林で、これに照葉樹林、竹林、若齢の落葉樹林などが混在している。自然林は、ヤブツバキクラス域の常緑広葉樹（いわゆる照葉樹）であり、城山にまとまった広さのものがあるほかは、社叢林（^{しゃそうりん}神社の森）として断片的に残存している程度である。

離島では、海岸の岩礁付近に自然林が張り付き、その内側は各島とも中央部まで自然林に近い二次林が多くを占めている。

●貴重な自然

貴重な自然のうち、玄海国定公園として、さつき松原のクロマツ林、地島の大部分及び勝島など 683ha が指定されているほか、福岡県自然環境保全地域として、沖ノ島のほぼ全域と、大島北西部の神崎におけるハマヒサカキを主体とした海岸植物群落の地域が指定されている。

天然記念物として、沖ノ島原始林及びカンムリウミスズメ生息地として同島のほぼ全域が国指定天然記念物に指定されているほか、神社境内の単木や社寺林が指定されており、すべて合わせると、国指定 2 件、県指定 8 件、市指定 4 件がある。

また、環境省自然環境保全基礎調査において、特定植物群落 12 件、自然景観資源 11 件が選定されている。

(2) 社会的及び経済的特性

1) 人口

平成 22 年国勢調査における本市の人口は 95,501 人、世帯数は 37,077 世帯であり、人口は 5 年間で 1.4% の伸びを示しているが、人口増加傾向は鈍化している。また、世帯当たり人員は減少傾向が続いている。

一方、高齢者人口（65 歳以上人口）の比率は 22.5% となっており、現在の 60～64 歳人口をピークとする年齢構成から、今後さらに高齢化が進行すると予想される。

また、昼夜間比率が 81.1% と低く、市外への通勤・通学の割合が高くなっており、この割合は過去 20 年間横ばい傾向にある。

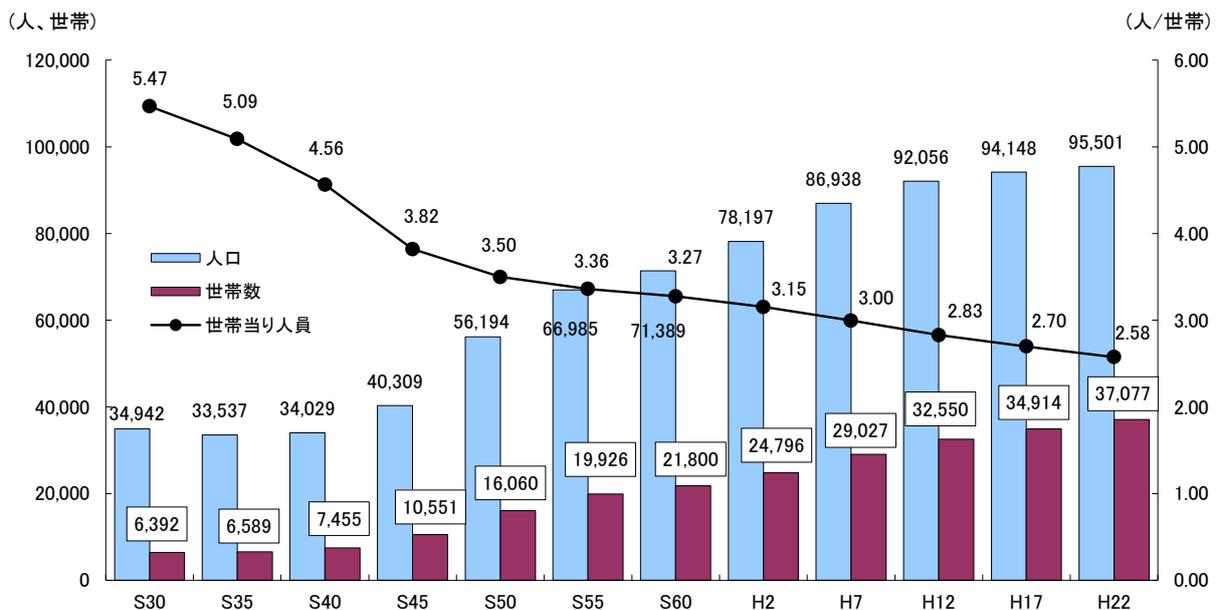


図 人口及び世帯数 [資料：国勢調査]

2) 産業

●就業人口

本市の就業人口は、平成 22 年現在 41,906 人である。構成比は第 1 次産業 4.1%、第 2 次産業 20.4%、第 3 次産業 75.6%で、第 3 次産業の増加と第 1 次及び第 2 次産業の減少がみられる。

●農業

農業就業者数は、平成 22 年現在 1,044 人、農家戸数は 974 戸で農業人口、農家人口ともに年々減少している。内訳を見ると、**専業農家は横ばいで、兼業農家の減少が著しく**、農業産出額も減少傾向にある。

●漁業

平成 22 年現在の漁業就業者数は 552 人、平成 22 年現在の漁業経営体数は 499 経営体、同年現在の漁獲高は県内 2 位の 7,021 トンであるが、いずれも減少傾向にある。平成 22 年における漁港別の漁獲高の内訳は、鐘崎 60.4%、大島 32.8%、地島 1.7%、神湊 1.2%となっている。

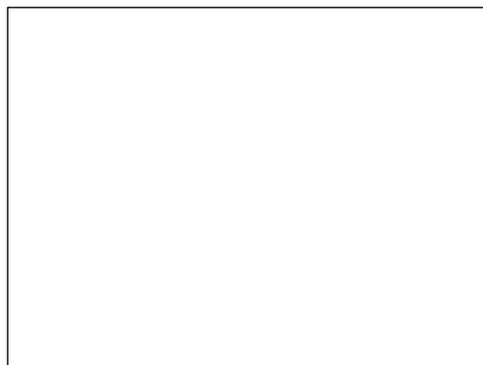
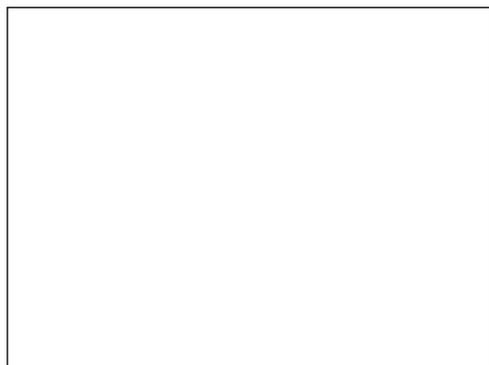
●工業

平成 22 年現在、製造業従業者数は 1,442 人で、平成 12 年をピークに減少、製造業事業所数は 48 箇所減少傾向、製造業出荷額（4 人以上事業所のみ）は約 327 億円で、**過去 10 年は横ばい傾向**にある。内訳を見ると、食料品（製造業）が出荷額全体の約 8 割を占めている。

●商業

平成 19 年現在、商業従業者数は 5,624 人で、過去 5 年間で 8.3%減少、商店数は同年現在 804 箇所減少している。平成 19 年現在、年間販売額は約 1,182 億円で、過去 5 年間で 7.7%増加している。

本市の大型店は、**赤間駅周辺、国道 3 号及び旧国道 3 号沿いのいずれかに立地**している。コンビニエンスストアは、市周縁部での密度は小さいが、ほぼ市内全域をカバーして出店されている。



3) 交通

●道路網

市域の道路交通網は、国道 3 号とその北側を走る旧国道 3 号（現在の主要地方道「福間宗像玄海線」と「宗像玄海線」）及び海岸近くを走る国道 495 号によって東西方向の骨格が形成されている。一方、南北方向は、主に主要地方道「宗像篠栗線」から「宗像玄海線」につながる路線、一般県道「宗像若宮線」から主要地方道「若宮玄海線」につながる路線、主要地方道「直方宗像線」から主要地方道「若宮玄海線」につながる路線により連絡されている。

交通量については、国道 3 号及び旧国道 3 号は増加傾向にあるが、その他の路線は横ばい傾向にある。

●鉄道

広域的な大量輸送機関である JR 鹿児島本線が市域を東西に横断し、赤間駅、東郷駅、教育大前駅の 3 駅があり福岡市、北九州市などと連絡している。平成 23 年度の利用者数は順に 18,564 人、10,448 人、4,618 人であり、減少傾向にある。また、赤間駅の利用者数は JR 九州管内で第 14 位となっている。

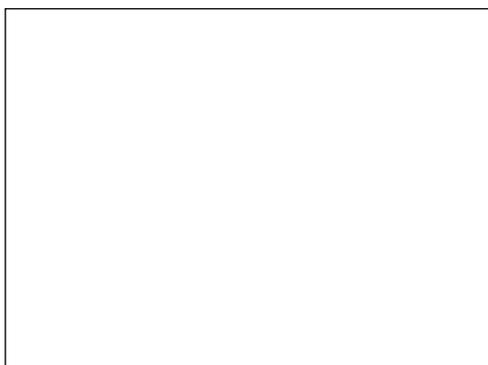
●バス路線

市内のバス路線は、西鉄 6 路線（うち市外とを結ぶもの 4 路線）、ふれあいバス 3 ルート、コミュニティバス 10 ルートの 3 種類が運行している。

平成 25 年 4 月より、ふれあいバス及びコミュニティバスの路線を改定し、西鉄バスとふれあいバスで対応できない地域はコミュニティバスの運行により交通空白地域の解消を図っている。

●渡船

大島と神湊を結ぶ渡船が一日 7 往復、地島と神湊を結ぶ渡船が一日 6 往復、運航している。



4) 公共公益施設

官公庁施設は市役所周辺、文化・交流施設は宗像ユリックス周辺に集積している。また、宗像地域には3つの大学が立地しており、大学のあるまちとして本市の特徴を表している。

一方、玄海地域には、歴史学習施設の海の道むなかた館、観光物産機能を有する道の駅むなかたが立地しており、地域特性を表す公共施設配置となっている。

さらに、コミュニティ活動の基盤として、12のコミュニティ・センターが整備されている。



5) 水利用

上水道水源は、釣川、多礼ダム、吉田ダムであり、釣川水系内で水需要をまかなっている。このことから、周縁部の山林の保全が特に重要となっている。

上水道の整備状況は、平成23年度末で給水人口83,947人、普及率87.4%、給水区域内の普及率は89.6%（給水区域内人口93,664人）となっている。

平成24年度末現在で公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域面積は2,576ha、処理区域内戸数は39,030戸で下水道普及率は98.5%となっている。また、鐘崎地区や大島、地島では漁業集落排水処理施設（73ha）が整備されている。



6) 歴史、文化、観光・レクリエーション

本市には、平成 25 年現在 64 件の国指定、県指定、市指定の文化財がある。宗像大社、鎮国寺、宗生寺などの寺社仏閣や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町の街なみなど貴重な歴史・文化遺産を有している。特に宗像大社は、本市の文化的シンボルであるとともに、重要な観光資源でもある。平成 21 年に「宗像・沖ノ島関連遺産群」が世界文化遺産暫定リストに記載され、構成資産となっている宗像大社及びその周辺を保全する取り組みが進められている。

また、玄界灘に面した美しい海岸線、さつき松原、大島、地島、沖ノ島、釣川、四塚連山などの豊かな自然資源や、活魚料理を代表とする食の資源などの観光・レクリエーション資源がある。



宗像大社



原町の街なみ



6) 土地利用に関する法規制

宗像市の国土利用計画に関わる法令適用区域は、下表にあげる各法令に基づく規制区域があげられる。

表 国土利用計画に関わる法令適用区域

根拠法令	規制区域など	面積 (ha)
都市計画法	都市計画区域	10,973
	市街化区域	1,834
	市街化調整区域	9,139
	都市計画区域外	994
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	8,087
	農用地区域	1,755
森林法	地域森林計画対象民有林	4,549
	保安林	795
自然環境保全法（福岡県条例）	福岡県自然環境保全区域	103
自然公園法	国立公園	683
都市公園法	都市公園	158
地すべり等防止法	地すべり防止区域（林野庁所管）	5.7
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	12.8
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域（土石流）	274.6
	土砂災害特別警戒区域（土石流）	6.7
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	116.5
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	37.8
砂防法	砂防指定地	97.3
河川法	河川区域、河川保全区域	—
海岸法	海岸保全区域	35.8
港湾法	臨港地区	2
漁港漁場整備法	漁港区域	—
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区（一部特別保護地区）	267
文化財保護法（及び県、市条例）	史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財	—

(3) 土地利用の動向

平成 22 年における市土の利用区分構成は、農用地 19.7%、森林 39.5%、水面・河川・水路 5.4%、道路 7.6%、宅地 13.5%（うち住宅地 10.7%、工業用地 0.1%、その他の宅地 2.7%）、その他 14.2%となっており、平成 15 年を 100 とした場合、農用地 96.8、森林 98.9、宅地 102.1（住宅地 106.6、工業用地 75.0、その他の宅地 88.4）となっている。

最近の土地利用の動向として、宅地の増加は鈍化傾向にあり、自然的土地利用から都市的土地利用への転換も鈍化している。近年の主な土地利用転換地としては、赤間駅周辺の土地区画整理事業による宅地化や国道 495 号沿道の道の駅むなかたの整備が挙げられる。

2 土地利用上の課題

本市の市土の特性に加え、社会的潮流から見たまちづくりの課題として、人口減少社会への突入と少子高齢化の進行、災害対策の強化、自然保護への取り組み、協働のさらなる実践などが掲げられ、その解決に向けた土地利用上の課題を次のとおり整理する。

(1) 環境との共生を基盤とした都市づくり

本市は、三方を囲む標高 300m前後の山々の緑、中央部を貫流する釣川、広大な農地、さつき松原に代表される美しい海岸線、大島、地島、勝島、沖ノ島の島々、海、山、川の豊かな自然環境や宗像大社、鎮国寺などの歴史的環境に恵まれている。これらの環境は、ふるさとの原風景をかたちづくる母体であり、本市の魅力として積極的に保全・活用する必要がある。

また、本市は地形上、釣川に水源を依存し、また中心市街地が釣川の氾濫の影響を受けやすいことから、水源かん養や水害防除などの環境保全のための多面的機能を果たす市周縁部の山林や市街地近辺の農地は、積極的に保全する必要がある。

そのため、都市的土地利用にあたっては、自然との調和や環境への負荷の少ない循環型社会の形成に取り組まなければならない。

(2) 都市の魅力やイメージを向上させる集約型の拠点づくり

本市の人口は、将来人口の推計では平成 24 年をピークに減少していく結果となっており、今後は人口減少を前提としたまちづくりが求められる。

本市では、無秩序な市街化を抑制し、利便性が高く魅力的な地域を形成するため、地域特性を踏まえ、赤間駅周辺の中心拠点、地域中心等の位置づけを行い、商業・業務、文化、歴史、観光等の機能配置を行ってきた。

赤間駅周辺の整備や商業機能の集積は進みつつあるが、その他の拠点も含め中心地としての個性や回遊性、市内各所及び周辺市町村からのアクセシビリティが十分とは言えない。

そのため、都市の魅力や地域性を代表するような拠点づくりと、円滑で質の高いネットワークづくりをさらに進める必要がある。

(3) 良好な住宅ストックを生かした住環境の再生

日の里、自由ヶ丘などの住宅団地は区画面積が大きく、敷地に緑が豊富であるなど良好な住宅ストックとなっている。また、区画整理などにより開発された団地では公園、遊歩道などが整備され、基盤の整った良好な住環境を形成している。

しかし、本市の住宅地開発は丘陵部を中心に行われたため、市街地が分散している。また、

居住者の高齢化が急速に進んでおり、移動手段の少ない高齢者が、生活環境の利便性を求め、転出や転居する結果として、空き地・空き家が発生している問題がある。

さらに、昭和 40 年代に開発が進んだ日の里や自由ヶ丘の住宅団地は、建築物の老朽化が進み、団地全体の計画的な更新時期を迎えていることから、建て替え時期を好機として、拠点等とのアクセス性が高く、安全で多様な世代が住み続けられる住環境への再生を図ることが必要である。

(4) 都市活力を増進する産業の活性化

経済のグローバル化に伴う国際競争、人口維持のための都市間競争が激しくなる中、競争力のあるまちづくりのためには、福岡都市圏での連携強化を図りつつ、市内での産業の育成や活性化に努めることが不可欠である。

このため、土地利用の面からは、さつき松原などの観光拠点に近接した場所における魅力あるサービス拠点づくりのための用地確保が必要である。さらに農業においては、農業基盤整備の推進、優良農地の保全などが必要である。

新たな産業用地を確保するには、拠点等との連携、役割分担を十分に検討した配置とする必要がある。

(5) 地域資源の保全活動促進による美しい都市づくり

現状の市土を維持し、質を高め、次世代に引き継いでいくためには、自然環境や歴史・文化遺産、緑豊かな住宅地などの多様な地域資源を市民・事業者・行政が一体となって保全・活用していくことが不可欠である。

そのため、地域資源を保全・活用する取り組みを活発にすることにより、自然環境と都市活動が調和した美しい景観を形成していくことが必要である。

3 市土地利用の基本方針

(1) 基本理念

玄界灘の美しい海岸線、さつき松原、釣川、四塚連山などの豊かな自然環境や、宗像大社、鎮国寺をはじめとする歴史・文化遺産に恵まれた本市の市土は、市民生活とあらゆる社会活動の基盤であり、限られた貴重な資源である。

この限られた資源を次世代に引き継ぎ、市民のいきいきとした暮らしと本市の発展を持続していくためには、豊かな自然と歴史資源の保全を基本とし、常に都市活動と自然環境の調和を保っていくことが求められる。

このため、市土地利用は、公共の福祉を優先し、自然環境を都市的土地利用に転換すると元に戻すことが困難であること、災害に強い安全な環境を確保すること、既存の宅地内における低未利用地を有効に活用すること、良好な景観を形成することを考慮して、森林や農用地などの保全を十分に検討したうえで、慎重かつ計画的に行い、市の豊かさの形成に大きく貢献すべきものでなくてはならない。

さらに、土地利用の転換にあたっては、長期的展望に基づき、豊かな自然環境と歴史・文化遺産の保全に配慮して計画的な調整を行い、市民生活に一層のゆとりとうるおいを与え、魅力ある都市空間の形成に資する都市基盤及び生産基盤の確立と市土の均衡ある発展を図る合理的かつ効率的な土地利用を推進するものとする。

＜参考＞国土利用計画法の基本理念

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

(2) 基本方針

総合計画では、本市の目指すべき姿として「仮）ときを紡ぎ 躍動するまち」を将来像として掲げ、「まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまち」、「市内の多様な担い手と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまち」、「貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまち」を目指している。

このような将来像と土地利用上の課題を踏まえたうえで、以下の市土地利用の基本方針を設定する。

1) 自然環境、生産環境の総合的な保全・活用

市域を囲む山や島々の森林、海岸及び沿岸地域、釣川水系の水辺と、農用地を一連の自然的環境として維持・保全する。また、自然とのふれあいや農業・漁業の体験が可能なレクリエーションの場として活用を図る。

2) 地域特性が見える拠点等の整備

中心拠点（赤間駅周辺）等の位置づけを踏襲し、各拠点等において、一層の機能強化と利便性の向上を図ることにより、市街地の拡大を抑制し、環境負荷の少ない集約型の都市構造を形成する。そのため、地域特性の顕在化に寄与する機能強化に努めるとともに、市内外から拠点等への円滑なアクセス及び快適な道路空間を形成し、都市イメージの向上に資するまちづくりを推進する。

3) 拠点等の機能強化と連携した産業用地の確保

都市の活動を支え、雇用の創出に資する商業・観光産業・工業用地の確保は、既存の交通ネットワークの活用に配慮しつつ、拠点等の機能強化と連携を図りながら推進するものとする。

4) 安心して住み続けられる住宅地の保全・再生

住宅系土地利用を基軸とした現在の土地利用を継承し、良好な自然環境と共存しつつ、生活利便性の維持・向上、世代に応じて住み替え可能な住環境整備を図ることにより、子どもから高齢者まで安心して住み続けることのできる住宅地の保全・再生を図る。

5) 地域資源の活用と維持・管理活動の促進

自然環境、歴史・文化遺産、市街地の街なみなどの地域資源の保全・活用を通じて自然環境と都市活動の共生を図り、良好な景観を守り育て、市土の質を高める。そのため、市民団体やNPO等による地域資源の維持・管理活動を促進する。